

緊急事態宣言発令に伴う放課後児童クラブの利用制限について

緊急事態宣言に伴う小学校でスクールホームの中止に合わせ、放課後児童クラブについて4月21日（火）から4月28日（火）までの間は、小学校でのスクールホームに代わる預かりを利用した児童をその終了後に受け入れます。それ以外の児童については受け入れないこととします。

1 利用制限期間

令和2年4月21日（火）から令和2年4月28日（火）まで

2 制限内容

(1) 放課後児童クラブを利用することができる児童

医療施設、社会福祉施設等又は社会機能維持に必要な職種に従事する保護者の子どものうち、小学校1年生及び2年生とします。※小学校での預かりを利用する児童に限ります。それ以外の児童については、受け入れないこととし、放課後児童クラブの利用を制限します。

(2) 利用することができる時間

小学校での預かりの終了後

3 保護者への連絡

別紙通知文を配付します。

本件に関するお問い合わせ先

子育て施設課 施設指導係

電 話 直 通 / 0 2 7 - 2 2 0 - 5 7 0 6